平成２２年（フ）第１９３号
茨城県北茨城市関南町神岡上619番地の４
神岡市営住宅６棟504号
債務者　安部　好孝
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１９４号
茨城県北茨城市関南町神岡上619番地の４
神岡市営住宅６棟504号
債務者　安部　敦子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２０７号
茨城県日立市森山町２丁目20番16―304号
債務者　大河原恭子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２０９号
茨城県北茨城市華川町車1129番地の132
債務者　渡部　秀和
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第６号
茨城県日立市田尻町２丁目45番３―301号
債務者　樫村　幸男
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第７号
茨城県日立市田尻町２丁目45番３―301号
債務者　樫村　智代
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第８号
茨城県日立市宮田町１丁目６番１―203号
債務者　山本　正憲
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第６５号
千葉県館山市畑696番地
債務者　石井　純子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２１４号
富山県砺波市庄川町青島481番地
債務者　藤井　順子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２２０号
富山県砺波市苗加1082番地４　トナミハイツセントラル103号室
債務者　則島　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２２６号
富山県小矢部市清沢45番地　津沢第３住宅２号棟322号室
債務者　大浦　孝信
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３号
富山県小矢部市島321　医療法人社団啓愛会小矢部大家病院内、住民票上の住所富山県南砺市松原1401番地
債務者　山口　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第９号
富山県高岡市野村428番地　柳原アパート103号
債務者　小池　　進
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１０号
富山県高岡市野村428番地　柳原アパート103号
債務者　小池　照美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６６５号
金沢市玉鉾１丁目168番地　松本ビル307号室
債務者　山森　雅夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６６６号
金沢市近岡町129番地１　シティハイムグランツ205号
債務者　本堂　弘志
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６９７号
石川県白山市千代野東３丁目13番地４
債務者　石黒　正雄
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
金沢地方裁判所